

## 防災基本計画の修正を踏まえた危険物施設における風水害対策の推進（令和2年5月29日）

### ■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

### ■ 令和2年5月の修正

- ・ 主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正
- ・ 主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正
- ・ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

#### → ○ 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

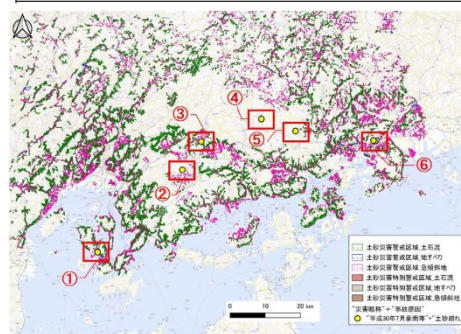
事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

### ■ 危険物保安室からの事務連絡（R2.5.29付け）

- 管内の危険物等関係施設が所在する並びに被害想定の確認を行うとともに、危険物施設地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性における風水害対策の推進
- 「危険物施設の風水害ガイドラインについて」（令和2年3月27日付け消防災第55号・消防危第86号）を参考にすること

### 第13編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
第13編 危険物等災害対策編	第13編 危険物等災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保	第1節 危険物等関係施設の安全性の確保
(略)	(略)
○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。	○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。
(新設)	○事業者は、 <u>危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u>
(略)	(略)



土砂災害区域分布図（広島県）

土砂崩れによって被災した危険物施設位置とハザードマップが概ね一致